

劣化管理に係る品質マネジメントシステムの概要

2024年2月22日
関西電力株式会社

劣化管理に係る品質マネジメントシステムの概要

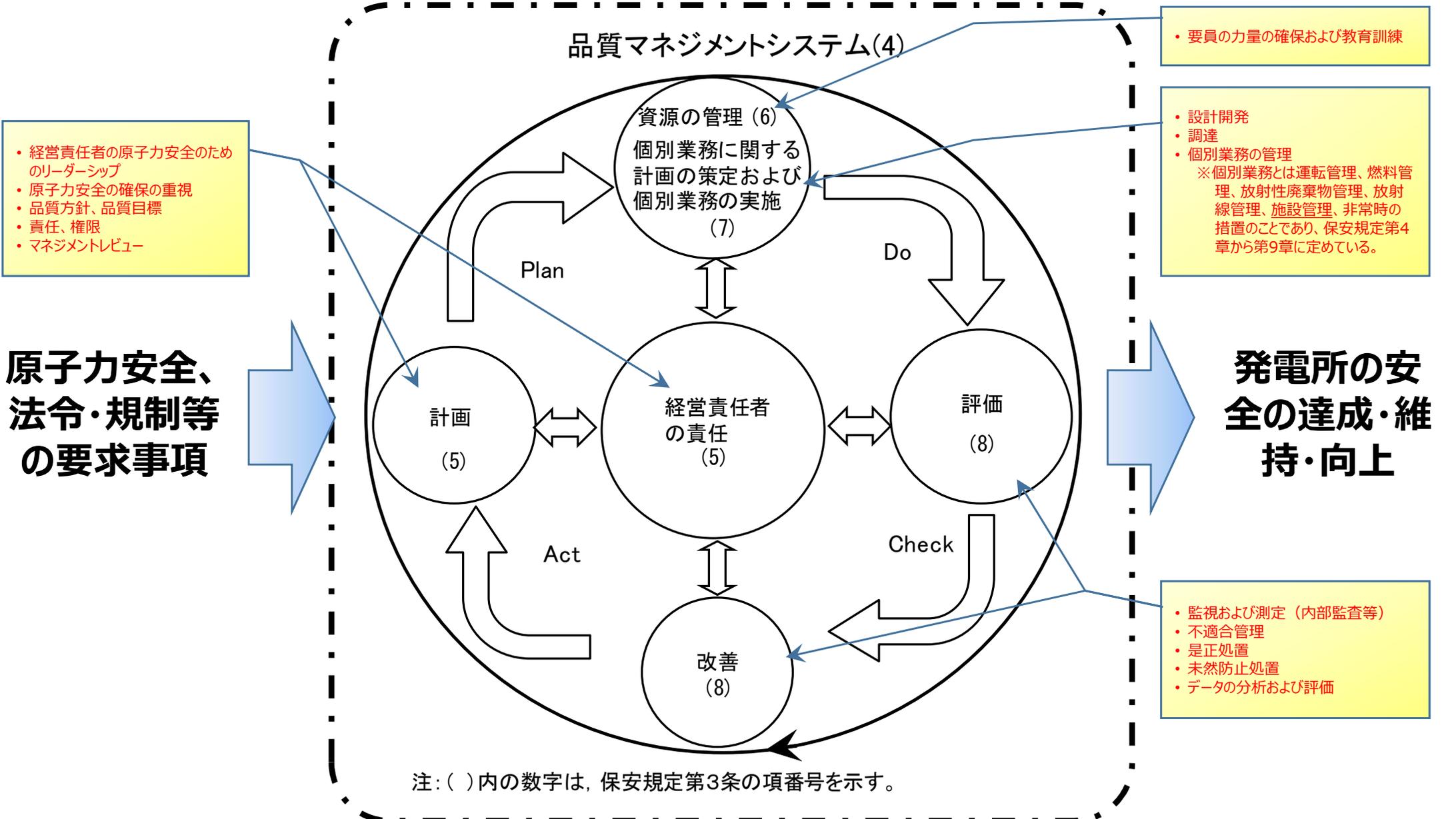
- 品管規則および同規則の解釈（注1）を踏まえ、原子炉設置許可申請書本文第11号（注2）に記載した方針に従って品質マネジメントシステムを構築し、大飯発電所原子炉施設保安規定第3条に「品質マネジメントシステム計画」として定めている。
- 品質マネジメントシステム計画には、主に以下の事項を規定している。
 - ✓ 社長をトップマネジメントとし、社長が原子力事業本部長を原子力部門の品質マネジメントシステム管理責任者として、経営監査室長を経営監査室の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。
 - ✓ 品質マネジメントシステムに係る要求事項、経営者責任者等の責任、資源の管理、個別業務に関する計画の策定/実施、評価および改善に関する業務プロセスを規定（業務の詳細は社内標準にて定めている。）  2
- この品質マネジメントシステムに基づき、劣化管理に関する計画、実施、評価及び改善に関する一連のプロセスを社内標準等に定め、実施している。  3

（注1）原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）および同規則の解釈（令和元年12月25日 原規規発第1912257号-2）

（注2）発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

品質マネジメントシステムの全体像

- 発電所の安全を達成・維持・向上させるため、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善を行っている。
- これを発電所の保安活動の基盤とし、個別業務毎に計画を策定・実施しており、劣化管理に係る業務はそのうちの一つである。

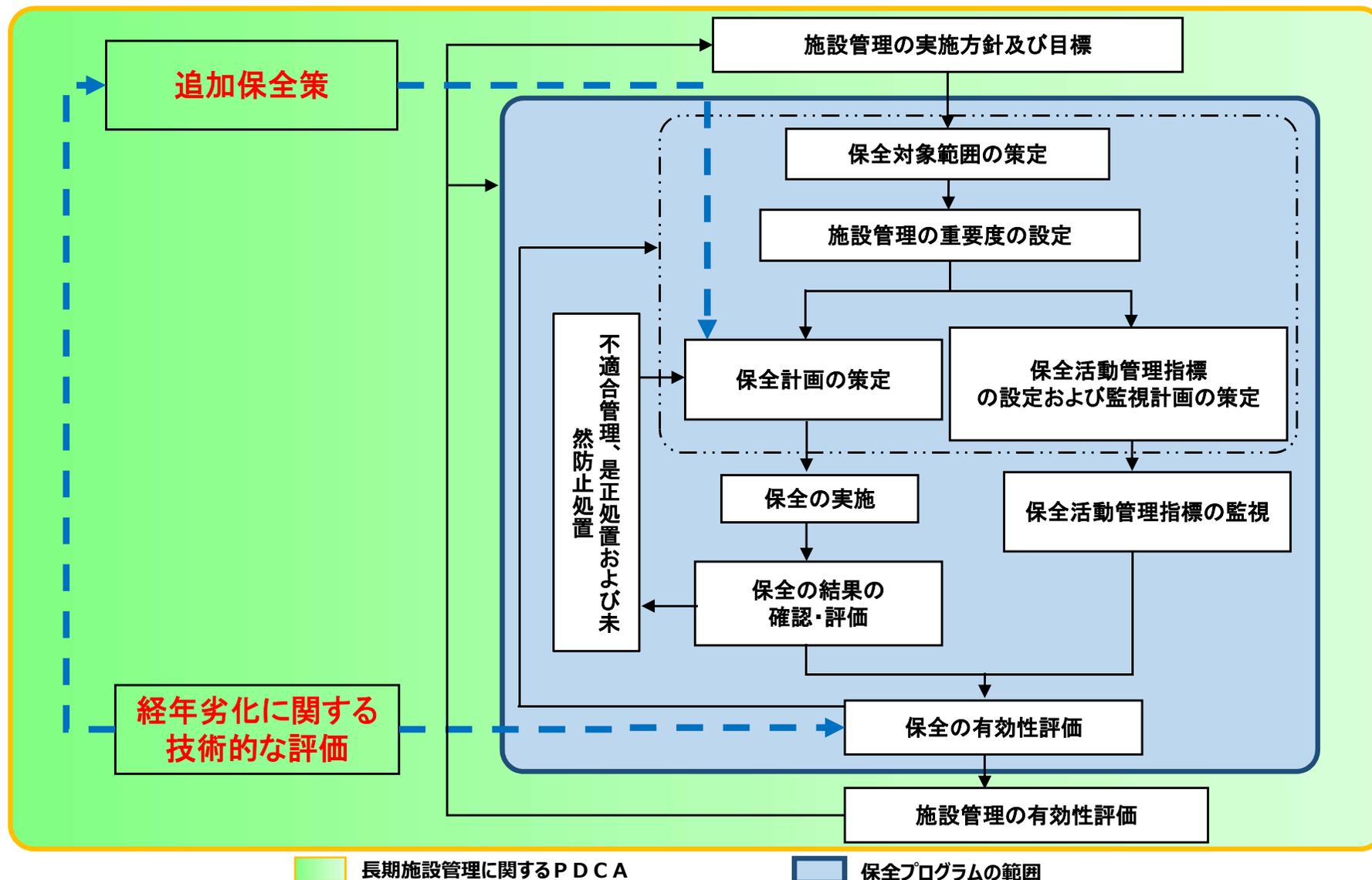


原子力安全、法令・規制等の要求事項

発電所の安全の達成・維持・向上

長期施設管理に関する計画、実施、評価及び改善の一連のプロセス

- 長期施設管理（劣化管理）に関する業務は施設管理の計画、実施、評価及び改善のプロセス（概念図）の中で行っている。
- 10年毎に実施する「経年劣化に関する技術的評価」の結果を踏まえて「追加保全策」（長期施設管理計画の一部）を策定し、保全プログラムにおける「保全計画の策定」にインプットしている。
- サプライチェーンの管理についても、保全プログラムの中で実施している。



申請書・添付書類の整理について

記載箇所	審査基準	記載要領	適合性
申請書	① 品管規則を踏まえ、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づく劣化管理に関する一連のプロセスが示されていること。	品管規則を踏まえ、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づく劣化管理に関する一連のプロセスを記載すること。	<p><u>以下2点が読み取れるよう追記及び修正する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 品管規則を踏まえ、設置許可申請書に記載した方針に従って品質マネジメントシステムを構築し保安規定（第3条）に定めていること。 劣化管理に関する一連のプロセスを社内規定に定めていること。
	② 構築された品質マネジメントシステムに基づき劣化管理を実施することが定められていること。	また、構築された品質マネジメントシステムに基づき劣化管理を実施することを記載すること。	<u>劣化管理に係る業務は構築した品質マネジメントシステムのもとで実施することを追記する。</u>
添付書類		① 代表者によるトップマネジメントを含む品質マネジメントシステムについて記載すること。	品質マネジメントシステムの概要（保安規定第3条の抜粋）を記載している。
		② 長期施設管理に関する計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらの運用について記載すること。	<u>長期施設管理に関する計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを追記する。（保安規定第125条、第125条の6のイメージを追記する。）</u>
		③ 品質マネジメントシステムのもとでの劣化の管理に係る業務の実施について記載すること。	<u>劣化管理に係る業務は構築した品質マネジメントシステムのもとで実施することを追記する。</u>

品質マネジメントシステムに関する添付書類の構成見直し

見直し前	見直し後	説明
<p>本文</p> <p>（劣化管理を含む保安活動のための品質マネジメントシステムは、品管規則を踏まえ、保安規定第3条に定めていることを記載）</p> <p>別紙</p> <p>（品質マネジメントシステムの概要（保安規定第3条の抜粋）を記載）</p>	<p>1. 概要</p> <p>（本添付書類の概要を記載）</p> <p>2. 品質マネジメントシステム</p> <p>（品質マネジメントシステムの概要（保安規定第3条の抜粋）を記載）</p> <p>3. 長期施設管理に関するプロセス</p> <p>（長期施設管理に関する計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを記載（保安規定第125条、第125条の6のイメージ））</p> <p>4. 劣化の管理に係る業務</p> <p>（劣化管理に係る業務は構築した品質マネジメントシステムのもとで実施することを記載）</p>	<p>記載要領①への対応</p> <p>記載要領②への対応</p> <p>記載要領③への対応</p>

（注）括弧内は記載概要を示している。